

○坂井市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則

平成29年2月13日

規則第2号

改正 令和2年3月25日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）によるサービスの提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供するサービス)

第2条 市長は、多機能端末機により次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の附票の写しを交付するサービス
- (2) 住民票の写しを交付するサービス
- (3) 印鑑登録証明書を交付するサービス
- (4) 所得・課税証明書を交付するサービス

(利用者)

第3条 前条に規定するサービスの提供を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明書電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ）を所持するもの（以下「利用者」という。）とする。ただし、前条第1号に規定するサービスは、個人番号カードを所持する本市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、本市に本籍がある者はサービスの提供を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）に規定するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置による支援対象者その他市長が適当でないと認める者は、前条に規定するサービスの提供を受けることができない。

(証明書)

第4条 多機能端末機から交付を受けることができる証明書は、次のとおりとする。

- (1) 本人又は本人と同一の戸籍に属する者に係る戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の附票の写し
- (2) 本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 本人の印鑑登録証明書
- (4) 本人に係る所得・課税証明書

(変更の申出)

第5条 利用者は、第2条に規定するサービスの提供の変更を求めようとするときは、多機能端末機に係るサービス変更申出書（別記様式）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、利用者に次の各号のいずれかに該当する書類を提示させることにより、当該利用者が本人であることを確認するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署の発行した証明書、免許証又は許可書（本人の写真に、プレス若しくは割印又は特殊加工したものに限る。）

3 サービスの提供の変更を求める利用者が、15歳未満の者であるときは、法定代理人が第1項の規定による申出をすることができる。この場合において、当該法定代理人は、次に掲げる書類の提出又は提示をしなければならない。

(1) 戸籍謄本その他その資格を証する書類

(2) 当該法定代理人が本人であることを証するための前項各号に掲げるいずれかのもの

4 サービスの提供の変更を求める利用者が、病気その他やむを得ない理由により自ら同項の規定による申出ができないときは、任意の代理人が当該申出をすることができる。この場合において、当該任意の代理人は、次に掲げる書類の提示をしなければならない。

(1) 委任の旨を証する書類

(2) 当該任意の代理人が本人であることを証するための第2項各号に掲げるいずれかのもの

(サービス提供の中止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対して第2条に規定するサービスの提供の全部又は一部を中止するものとする。

(1) 個人番号カードの効力が失われたとき

(2) 利用者証明用電子証明書の効力が失われたとき

(3) 前条第1項、第3項前段又は第4項前段の規定による申出があったとき

(4) その他市長が必要と認めるとき

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

多機能端末機に係るサービス変更申出書

坂井市長 殿

次のとおりサービスの提供の変更を申し出ます。

年 月 日

本人	住所	
	フリガナ 氏名	㊟
	生年月日	年 月 日
	連絡先電話番号	日中、連絡がとれる番号(自宅・勤務先・携帯・その他)

提供されるサービスごとに該当するものの□にチェックをつけてください。

戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の附票の写しを交付するサービス	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
住民票の写しを交付するサービス	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
印鑑登録証明書を交付するサービス	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
所得・課税証明書を交付するサービス	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要

代理人による申出の場合は、次の代理人欄にも記入してください。

代理人	住所					連絡先 電話番号		
	氏名		生年月日		年 月 日	本人と の関係		

受付時本人確認	
□本人 □代理人	
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
<input type="checkbox"/> 運転免許証	
<input type="checkbox"/> 旅券	
<input type="checkbox"/> その他()	

受付担当者	入力者	点検者
受付年月日		
年 月 日		